



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） （取扱課室名） ページ

○ 規則

*21 和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則 （会計課）..... 1

*22 和歌山県証紙規則の一部を改正する規則 （ " ）..... 2

○ 告示

*205 和歌山県営住宅駐車場規程（令和3年和歌山県告示第671号）の一部改正 （建築住宅課）..... 2

*206 平成15年和歌山県告示第428号（指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関等の名称及び事務取扱店舗等）の一部改正 （会計課）..... 3

○ 諸報

県営住宅等の管理の特例に係る公告 （和歌山県住宅供給公社）..... 3

規 則

和歌山県規則第21号

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県会計職員に関する規則（昭和39年和歌山県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>別表第2（第8条関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">出納員名</th> <th style="width:80%;">委任事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 警察本部の出納員</td> <td>(1) 警察本部の所掌事務に伴う道路交通法第51条の4第14項に規定する放置違反金等及び和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第3第15項第3号イに掲げる手数料の収入（戻出に係る支払を除く。）に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2)・(3) 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	出納員名	委任事務	略		7 警察本部の出納員	(1) 警察本部の所掌事務に伴う道路交通法第51条の4第14項に規定する放置違反金等及び和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第3第15項第3号イに掲げる手数料の収入（戻出に係る支払を除く。）に関すること。		(2)・(3) 略	略		<p>別表第2（第8条関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">出納員名</th> <th style="width:80%;">委任事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 警察本部の出納員</td> <td>(1) 警察本部の所掌事務に伴う道路交通法第51条の4第14項に規定する放置違反金等、和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第3第15項第3号イに掲げる手数料及び同号ウに掲げる手数料（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項ただし書の政令で定める通知を行ったときの保管場所標章の交付手数料に限る。）の収入（戻出に係る支払を除く。）に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2)・(3) 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	出納員名	委任事務	略		7 警察本部の出納員	(1) 警察本部の所掌事務に伴う道路交通法第51条の4第14項に規定する放置違反金等、和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第3第15項第3号イに掲げる手数料及び同号ウに掲げる手数料（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項ただし書の政令で定める通知を行ったときの保管場所標章の交付手数料に限る。）の収入（戻出に係る支払を除く。）に関すること。		(2)・(3) 略	略	
出納員名	委任事務																				
略																					
7 警察本部の出納員	(1) 警察本部の所掌事務に伴う道路交通法第51条の4第14項に規定する放置違反金等及び和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第3第15項第3号イに掲げる手数料の収入（戻出に係る支払を除く。）に関すること。																				
	(2)・(3) 略																				
略																					
出納員名	委任事務																				
略																					
7 警察本部の出納員	(1) 警察本部の所掌事務に伴う道路交通法第51条の4第14項に規定する放置違反金等、和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第3第15項第3号イに掲げる手数料及び同号ウに掲げる手数料（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項ただし書の政令で定める通知を行ったときの保管場所標章の交付手数料に限る。）の収入（戻出に係る支払を除く。）に関すること。																				
	(2)・(3) 略																				
略																					

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山県規則第22号

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則

和歌山県証紙規則（昭和39年和歌山県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第1（第2条関係） 和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）に基づく次に掲げる手数料 1～11 略 12 防犯・交通関係事務に係る手数料のうち自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項ただし書の規定に基づく道路上の場所以外の場所に当該自動車の保管場所を確保していることを証する書面に相当する通知を行うべきことの申請に対する審査に係るもの 13・14 略	別表第1（第2条関係） 和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）に基づく次に掲げる手数料 1～11 略 12 防犯・交通関係事務に係る手数料のうち自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務に係るもので次に掲げる事務に係るもの (1) <u>法第4条第1項ただし書の規定に基づく道路上の場所以外の場所に当該自動車の保管場所を確保していることを証する書面に相当する通知を行うべきことの申請に対する審査</u> (2) <u>法第6条第1項の規定に基づく保管場所標章の交付（法第4条第1項ただし書の政令で定める通知を行ったときの交付に限る。）</u> 13・14 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第205号

和歌山県営住宅駐車場規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県営住宅駐車場規程（令和3年和歌山県告示第671号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
別表（第3条関係） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">県営住宅</td> <td style="width: 50%;">区画数</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>県営住宅雄湊団地</td> <td><u>25区画</u></td> </tr> </table>	県営住宅	区画数	略		県営住宅雄湊団地	<u>25区画</u>	別表（第3条関係） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">県営住宅</td> <td style="width: 50%;">区画数</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>県営住宅雄湊団地</td> <td><u>24区画</u></td> </tr> </table>	県営住宅	区画数	略		県営住宅雄湊団地	<u>24区画</u>
県営住宅	区画数												
略													
県営住宅雄湊団地	<u>25区画</u>												
県営住宅	区画数												
略													
県営住宅雄湊団地	<u>24区画</u>												

略

略

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山県告示第206号

平成15年和歌山県告示第428号（指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関等の名称及び事務取扱店舗等）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

3 収納代理金融機関の表中「及び同号ウに掲げる手数料（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項ただし書の政令で定める通知を行ったときの保管場所標章の交付手数料に限る。）」を削る。

諸 報

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年3月28日

和歌山県住宅供給公社理事長 下 宏

- 1 和歌山県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者
和歌山県住宅供給公社
- 2 1で定める者が管理を行う県営住宅等
和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）別表第1及び第2に掲げる県営住宅等
- 3 1で定める者が行う県営住宅等の管理の内容
 - (1) 2で定める県営住宅等のうち和歌山市、海南市、橋本市、有田市、紀の川市、岩出市、海草郡、伊都郡及び有田郡の区域に存する団地に係る管理の内容
 - ア 法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）による県営住宅等の管理
 - イ 県営住宅等の修繕に関する業務その他アに付随する業務
 - (2) 2で定める県営住宅等のうち、(1)に掲げる県営住宅等以外のものに係る管理の内容
和歌山県営住宅条例第4条に規定する入居者の募集及び同条例第9条第1項に規定する抽選に関する業務
- 4 1で定める者が県営住宅等の管理を行う期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで